



呉市無電柱化推進計画



令和3年9月
(令和7年9月改訂)
呉市

目 次

1	はじめに	1
2	計画の目的と位置づけ	2
	（１）計画の目的	2
	（２）計画の位置づけ	2
3	無電柱化の現状	3
	（１）無電柱化の整備手法	3
	（２）本市における無電柱化の現状	4
4	無電柱化の推進に関する基本的な方針	5
5	無電柱化の推進に関する計画期間と整備目標	5
	（１）計画期間	5
	（２）整備目標	5
6	無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	6
	（１）多様な整備手法の活用	6
	（２）占用制限制度の適切な運用	6
	（３）関係者間の連携強化	7
	（４）無電柱化の情報共有と啓発	7

1 はじめに

近年、頻発する地震や台風などの大規模災害による樹木の倒壊や飛来物に伴い電柱が倒壊し、緊急車両が通行できないなど、救助や救援活動に支障が生じることが多くあります。

また、日常生活においては、電柱が歩行者や車いすの通行を妨げるとともに上空を張り巡らされた電線が良好な景観を損ねています。

このような現状を踏まえ、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などを図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することなどを目的として、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下、「無電柱化法」という。）が施行され、平成30年4月には無電柱化法第7条の規定に基づき、国において「無電柱化推進計画」が策定されました。また、無電柱化法第8条において市町村は、国の無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化計画を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

このような状況を受け、本市ではより魅力ある安全なまちの形成に向けて、災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成の観点から無電柱化を推進していくため「呉市無電柱化推進計画」を令和3年9月に策定しました。

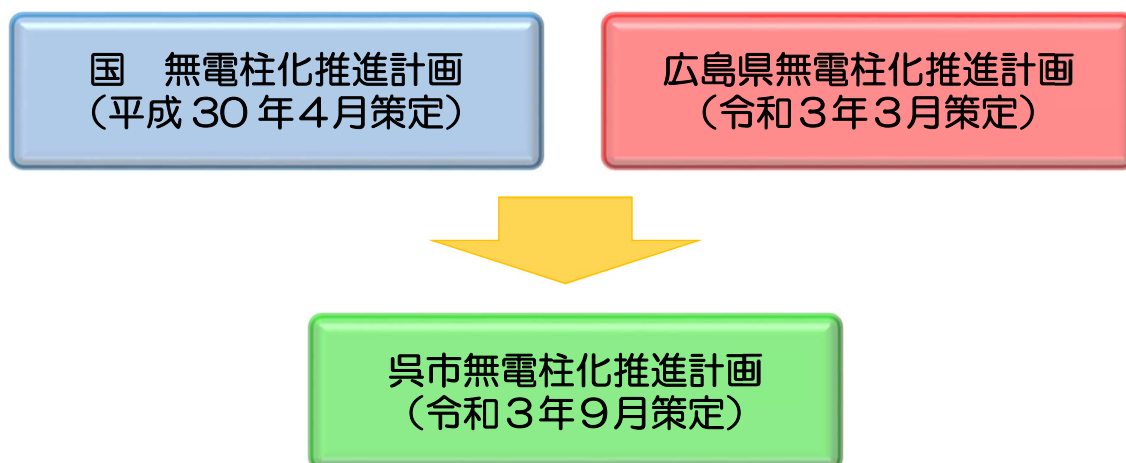
2 計画の目的と位置づけ

(1) 計画の目的

本計画は、災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成など、本市における無電柱化を総合的・計画的に推進していくことを目的として策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、無電柱化法第8条第2項の規定に基づき、国・広島県が定める無電柱化推進計画を基本として、本市における無電柱化の基本的な方針、対象路線、目標、施策等を定めた計画です。



無電柱化法第8条第2項(抜粋)

市町村は、電柱化推進計画(都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画)を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画(「市町村無電柱化推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

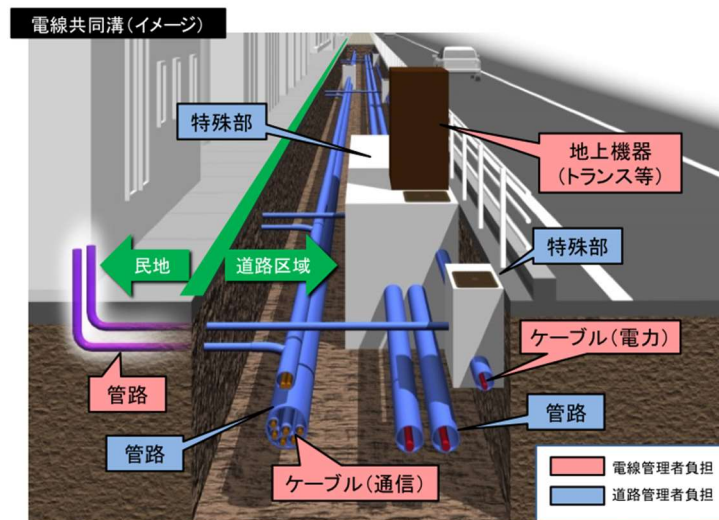
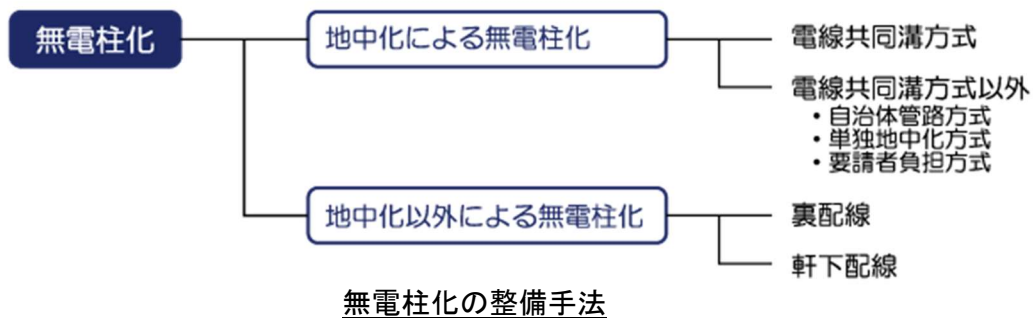
3 無電柱化の現状

(1) 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、「地中化による無電柱化」と「地中化以外による無電柱化」に分類されます。

平成7年の「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」施行以降は、主に電線共同溝方式で無電柱化の整備が進められています。

また、近年、国土交通省では低コスト手法について検討されています。



電線共同溝イメージ（出典：国土交通省 HP）

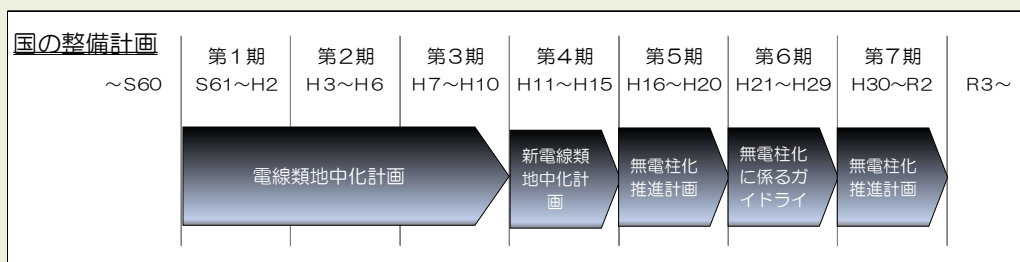
- ・電線共同溝方式
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式
- ・自治体管路方式
管路整備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式
- ・単独地中化方式
電線管理者が整備する方式
- ・要請者負担方式
要請者が整備する方式
- ・裏配線方式
表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式
- ・軒下配線方式
建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式

(2) 本市における無電柱化の現状

本市の無電柱化の取り組みは、昭和58年度に開始された都市景観形成モデル事業により本通宝町線（蔵本通り）から実施されました。昭和61年度以降は、国の電線類地中化計画に基づき、単独地中化に加え、キャブシステムや自治体管路方式による無電柱化を実施してきたほか、平成10年度以降は、主に電線共同溝方式をJR呉駅北側エリア、南側エリアを中心に整備を行ってきました。2021年（令和3年）7月末時点で本市が管理する道路における無電柱化の整備済み延長は、10路線で約7.6kmとなっています。

無電柱化 路線別 整備状況一覧表

	路線名	国 計画期	地中化方式	道路 延長(m)	地中化 延長(m)	事業期間
1	宝町本通線	1期 (S61-H2)	単独地中化	1,150	1,400	S58 ~ S63
2	本通三条線	1期 (S61-H2)	キャブシステム	920	720	S62 ~ S63
3	呉駅前三条線	1期 (S61-H2)	単独地中化	250	200	S63
4	幸町海岸線	1期 (S61-H2)	単独地中化	300	300	S63 ~ H1
5	本通2丁目1号線	2期 (H3-H6)	キャブシステム	920	1,840	H2 ~ H4
6	呉駅前本通1丁目線	2期 (H3-H6)	単独地中化	550	1,100	H3
7	中央二河町線	3期 (H7-H10)	電線共同溝	800	360	H10 ~ H11
8	呉駅南線	4期 (H11-H15)	電線共同溝	700	700	H10 ~ H14
9	宝町本通線	4期 (H11-H15)	電線共同溝	335	670	H12 ~ H14
10	幸町海岸線	4期 (H11-H15)	電線共同溝	250	250	H15 ~ H16
11	常磐中央線	4期 (H11-H15)	自治体管路	100	100	H11 ~ H12
合計				6,275	7,640	



地中化方式

・キャブシステム

電気・電話・ケーブル・テレビなどの電線や回線類を地中に埋設した連続したU字溝（キャブ）状のものに統合する方式。

4 無電柱化の推進に関する基本的な方針

災害の防止，安全かつ円滑な交通の確保，良好な景観の形成等の観点から，無電柱化を推進していく必要があります。市民と関係者の理解や協力を得ながら，無電柱化によって安全や安心を保ち，良好な景観が形成される魅力あるまちづくりを推進していくこととします。

無電柱化には多額の費用を要するとともに，工事や地上機器の設置場所等について，沿道住民等の合意形成が重要です。他の事業などと連携することで，コスト縮減や高い事業効果を期待できる道路を選定するため，以下の道路について優先的に無電柱化を推進します。

(1) 防災・減災・国土強靱化

緊急輸送道路や重要物流道路などの物流ネットワークに寄与する道路や，災害拠点施設へのアクセス道，避難路等。

(2) 安全・円滑な交通確保。

高齢者，障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路などバリアフリー化が必要な道路や，安全で快適な歩行空間の確保が必要な道路。

(3) 景観形成・観光振興

重要伝統的建造物群保存地区や景観に関する法律等に位置付けられた地域，その他観光地における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路。

5 無電柱化の推進に関する計画期間と整備目標

(1) 整備期間

本計画における整備期間は，2021 年度（令和 3 年度）から 2028 年度（令和 10 年度）までの 8 年間とする。なお，2029 年度（令和 11 年度）以降については，呉市の実情やニーズを踏まえ計画を策定する。

(2) 整備目標

本計画における整備目標は，次表の無電柱化対象路線とし，計画期間内での整備完了を目標とします。

無電柱化対象路線

路線名	整備箇所	道路延長(km)	備考
中央二河町線	西中央4丁目～西中央5丁目	0.32	第1次緊急輸送道路など

6 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 多様な整備手法の活用

無電柱化には「電線類地中化」と「電線類地中化以外」の整備手法があります。整備計画路線の無電柱化にあたっては、電線管理者及び地元住民との協議を踏まえ、適切な整備手法を選択していきます。

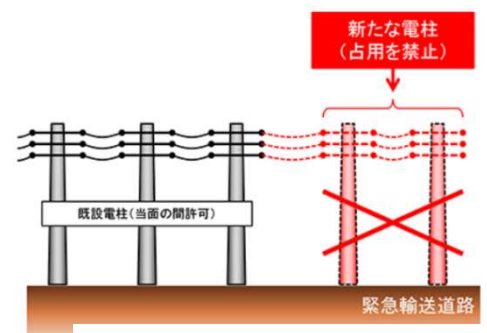
また、一般的な無電柱化の手法である電線共同溝方式による地中化ですが、電線共同溝方式は多額のコストを要するだけでなく、地上設備等の設置スペースの確保など課題もあります。整備手法の検討の際には、これらの課題も踏まえ対象となる路線の状況に応じて低コスト手法の採用等についても検討することとします。

	管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)	角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)
整備手法	現行より浅い位置に埋設  浅層埋設の事例	小型化したボックス内にケーブルを埋設  小型ボックスの事例	ケーブルを地中に直接埋設  直接埋設の事例(京都)	安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設  FEP管のイメージ
取組状況	・浅層埋設基準を緩和 (平成28年4月施行)	・モデル施工(平成28年度～) ・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定 (平成28年9月施行)	・直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ (平成27年12月) ・直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査 (平成28年度) ・実証実験を実施 (平成29～30年度)	
・「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き -Ver.2-」を作成し、自治体へ配布(平成31年3月発出)				
・各整備局の電線共同溝技術マニュアル改正				

低コストの整備手法 (出典:国土交通省 HP)

(2) 占用制限制度の適切な運用

無電柱化を推進するためには、新たな電柱の設置を抑制する取り組みも重要です。道路法第37条に基づく新設電柱の占用を制限する措置について国・広島県の実施状況を踏まえ、占用制限の適切な運用を検討します。



新設電柱の占用制限イメージ
(出典:国土交通省 HP)

道路法第37条第1項(抜粋)

道路管理者は、(中略)災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第33条、第35条及び前条第2項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

(3) 関係者間の連携強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及びその他関係機関からなる中国地区電線類地中化協議会広島支部を活用し、無電柱化に関する必要な事項について電線管理者等と合意に向けた調整を行います。

また、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ地元関係者や電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置し無電柱化への協力を求めます。

② 工事・設備の連携

本市の管理する道路において、道路事業等やガス、水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、関係者が集まる道路工事調整会議等の会議を活用し、工程等の調整を積極的に行います。

③ 他事業との連携他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。

(4) 無電柱化の情報共有と啓発

① 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、協力が得られるよう、無電柱化の実施状況や効果等について、ホームページ等を活用して広報・啓発活動を行います。

② 無電柱化情報の共有

国や広島県及び電線管理者などと連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、情報共有を図ります。

令和3年9月（令和7年9月改訂）
呉市無電柱化推進計画

呉市土木部土木整備課
〒737-0001 広島県呉市中央4丁目1番6号
T E L : (0823) 25-3343
Email : dobosei@city.kure.lg.jp